

生活保護について

～ためらわずに ご相談ください～



【生活保護について】

生活保護は、国が日本国憲法第25条や生活保護法に基づいて、「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するために設けられた制度で、その申請は国民の権利です。資産や働く能力などを活用したりしても生活に困る方に、必要な保護を行い生活の維持や自立した生活が送れるよう支援することを目的にしています。

長崎市福祉事務所（最寄りの窓口へお問い合わせください）

中央総合事務所（生活福祉1・2課）

長崎市魚の町4番1号

電話：095-829-1144

東総合事務所（地域福祉課生活福祉係）

長崎市矢上町8番21号

電話：095-894-1247

南総合事務所（地域福祉課生活福祉係）

長崎市布巻町111番地1

電話：095-898-7860

北総合事務所（地域福祉課生活福祉係）

長崎市琴海村松町703番地14

電話：095-814-3400

※相談時間は平日の午前8時45分から正午、午後1時から午後5時30分までですが、相談には時間がかかりますので、なるべく午前11時、午後は4時30分までに窓口へお越しください。

※平日の時間外や土日祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）に生命に危険がある場合等、緊急の場合は、長崎市あじさいコールにお電話 ☎095-822-8888 ください。

【保障されていること（権利）】

- 1 保護を受けることによって、他の人と差別されることはありません。
- 2 正当な理由がなく保護費を減らされたり、生活保護を受けられなくなることはありません。
- 3 保護のために支給されるお金や品物については、税金がかかることはありません。
また、差し押さえを受けることもありません。

【保護を受ける場合の手続きは】

保護を受けようとしている本人、家族（親子・兄弟・姉妹）などの方が、福祉事務所で保護の相談・申請を行ってください。

申請時にお持ちいただきたいもの

家族全員分の

- 預貯金通帳（銀行・郵便局・農協・漁協等）
- マイナンバーカードまたは個人番号通知カード
- 給与明細書（最近3ヶ月分）
- 各種年金、手当などの証書及び通知ハガキ
- 健康保険証、被爆者健康手帳、生命保険証書
- その他、収入・資産などが分かる資料 など

注意事項

- 生活保護は暴力団員に対しては適用できません。急迫した状況にある場合を除き、申請を却下することとなります。
- 保護受給中の被保護者が暴力団員と判明した場合も保護廃止を検討します。

【生活保護の申請にあたってお尋ねすること】

- 1 働ける方は、その人なりに十分働いて収入をあげていますか。
- 2 今の生活に利用していない財産や他の方法で利用することができる財産などはありませんか。
（なお、自動車については、保有を認められる場合があります。また、現在、お住まいの家や土地についても保有が認められる場合がありますので事前にご相談ください。）
- 3 年金・手当など、他の法律や制度で定められている給付などの支援をきちんと受けていますか。

なお、サラ金や住宅ローンなどの借金（負債）については、生活保護では解決することはできませんので、法律相談などを活用してください。

【保護の決め方は】

国が定めた基準（最低生活費）と、あなたの世帯の収入とを比較して、あなたの世帯の収入だけでは最低生活費に満たないときに、その足りない分を補うものです。

①保護が受けられる場合

最低生活費	
収入	保護費

〔収入が最低生活費を下回るため、その不足分のみ保護が受けられます。〕

②保護が受けられない場合

最低生活費
収入

〔収入が最低生活費を上回るため、保護が受けられない場合があります。〕

保護を申請されると、調査担当員及び地区担当員が家庭訪問をして調査します。そのほか必要な調査も行ったうえで、保護を開始するかどうかを福祉事務所長が決定し、決定の通知は書面でお知らせいたします。

【保護の種類は】

保護の種類は、次の8種類です。

- 生活扶助 衣食その他、日常生活に必要な費用（飲食物、光熱、衣料寝具、移送費など）
- 教育扶助 義務教育に必要な費用（学用品費、給食費など）
- 住宅扶助 家賃、地代、住宅の維持・補修に必要な費用
- 医療扶助 病気の治療などに必要な費用
- 介護扶助 介護などに必要な費用
- 出産扶助 出産に必要な費用
- 生業扶助 商売を始めたり、技術を覚えたり、就職するときに必要な費用、高校等就学の費用
- 葬祭扶助 葬祭に必要な費用

【^{まも}守っていただくこと（^{ぎむ}義務）】

1 ^{せいかつじょう} 生活上の義務

- ① ^く暮らしについては、^{けいかく}計画を立て、^{むだ}むだ使いしないよう心がけ、^{せい}生活の維持・^{じょう}向上に^{どりよく}努力してください。
- ② ^{はたら}働ける方は、^{かた}能力に^{のりよく}応じて働き、^お収入が^{しゆうにゆう}増加するよう^{ぞう}努力してください。
- ③ ^{びよう}病気の方は、^{かた}医師の^い指示を守って、^{しじ}早く^{まも}元気な^{はや}身体になるよう^{げん}療養してください。
- ④ ^{ねん}年金や^ふ不動産（^{とち}土地・^か家屋）などを^{たん}担保として、^ぼお金を^か借りることはできません。
- ⑤ ^や家賃及び^こ公共料金は^{こうき}滞納しないようにしてください。

2 ^{とど} 届け出の義務

^{しゆうにゆう}収入や^か家族の^{じょうたい}状態などが^か変わったときは、^{ちく}すぐに^{たんとういん}地区担当員に^{とど}届け出てください。

3 ^{じょう} 譲渡禁止

^{せいかつ}生活保護を受ける^ほ権利を、^{ほか}他の人に^{ひと}譲り^{ゆず}渡すことはできません。

【^ふ 扶養義務について】

^{せいかつ}生活保護法では^{しんぞく}親族（^{みんぼう}民法に^{さだ}定める^ふ扶養義務者）の^ふ扶養が^ほ保護に^{ゆう}優先して^{せん}行われることとなり、^おおり、^ふ扶養義務者に^ふ扶養^{しょうかい}照会を行います。しかしながら、^ぎDVや^{やく}虐待などの^{とく}特別な^{じじょう}事情がある^{ばあい}場合

には^{しんぞく}親族への^ふ扶養^{しょうかい}照会を行いませんので^こ個別に^{そう}ご相談ください。

【^ふ 不服があるときは】

^ほ保護の^け決定に^ふ不服があるときは、^け決定の^しあったことを^{よく}知った^{じつ}翌日から^いかぞえて3か月以内に、^{なが}長崎県知事に対し、^ち書面により^{たい}審査^{しん}請求（^{しん}不服^{せい}申し立て）^ふを^ふすることが^たできます。

【^ち 地区担当員（ケースワーカー）とは】

^ふ福祉事務所には、^ち地区担当員（^{けい}ケースワーカー）が^ほおり、^ほ保護を受けている方の^{せいかつ}生活^{じょう}状態をお^き聞き

したり、^{そう}いろいろな^う相談を受けたりするため、^{てい}定期的に、^{かた}それらの^か方の^か家庭を^{ほう}訪問します。

^ち地区担当員は、^ほ保護を受けている^か方が、^{いち}一日も^{はや}早く^{せい}生活に^こ困っている^{げん}原因を^とりの^そいで、^じ自分^{ぶん}た

^ちちの^{せい}力で^{せい}生活できるように、^{そう}相談^あ相手となり、^し支援^{えん}していきたいと^{かん}考えて^おります。